

平成 21 年度第 3 回東京都後期高齢者医療広域連合協議会幹事会

議事概要

1. 開催日時

平成 21 年 10 月 28 日（水） 午後 2 時～午後 3 時 42 分

2. 開催場所

東京区政会館 20 階 202・203 会議室

3. 出席幹事

千代田区保健福祉部長、荒川区福祉部長、港区国保年金課長、台東区健康部副参事、品川区国保医療年金課長、豊島区高齢者医療年金課長、江戸川区医療保険課長、三鷹市市民部長、青梅市市民部長、東久留米市福祉保険部長、調布市保険年金課長、東大和市保険年金課長、稲城市保険年金課長、奥多摩町福祉保険課長（以上、幹事）

4. 事務局出席者

副広域連合長、総務部長、保険部長、保険部参事、保険部保険課長、総務部総務課長、総務部企画調整課長、会計管理者

5. 報告事項

- ① 平成 22・23 年度保険料率案（国の概算要求に沿った状況案）について
- ② 平成 21 年第 2 回広域連合議会定例会に提出する案件について
- ③ 平成 20 年度決算の概要について
- ④ 平成 22 年度予算の概要について
- ⑤ 平成 21 年度補正予算案について
- ⑥ 平成 20 年度個人情報保護制度等の実施状況について

7. 会議経過

(1) 報告事項

《報告事項》

平成 22・23 年度保険料率案（国の概算要求に沿った状況案）について

(1) 国の動向について

- ① 後期高齢者医療制度の廃止時期は平成 24 年度末とし、平成 25 年度から新制度へ移行する方向で検討に入った。平成 23 年には関連法案を国会に提出する考えである。
- ② 後期高齢者医療制度廃止後の制度は、老人保健制度へ戻すのではなく、幅広い国民の納得と信頼が得られる新たな制度を検討するとしている。
- ③ 法案成立後、自治体のシステム改修や、住民への周知などに 2 年程度要するため、3、4 年間は現行制度が続くが、広域連合としては、制度見直しに関する情報は、区市町村に遅滞なくお知らせする。

(2) 平成 22・23 年度の保険料率改定に係る事務の状況について

- ① 平成 20・21 年度保険料率軽減の為に 4 項目の特別対策と、所得割軽減については 2 年間の措置なので、改めて検討することとなっている。本状況案は、平成 21 年 9 月 4 日に出された厚生労働省の事務連絡に基づき、平成 21 年度の執行状況を踏まえ、「たたき台」を基礎として試算を行ったものであるが、9 月 29 日に閣議決定された「平成 22 年度予算編成の方針について」により、改めて厚生労働省が提出した概算要求においても、保険料率算定に直接影響を与えるものではなかった。
- ② 本状況案の資料の変更点について
 - (a) 1 点目。「費用」の「給付費等総額」。給付費の伸びを一人当たり約平均 3%と想定していたが、平成 21 年 7 月までの実績では平均約 3.8%の伸びとなっており、給付費が大きく増加。平成 22・23 年度も同様の伸びを見込んでおり、給付費が増加している。
 - (b) 2 点目。高齢者の負担率の変更。「収入」の「後期高齢者交付金」の欄で、高齢者と支援する現役世代の負担割合を 2 年ごとに見直すとされている。高齢者が増え、現役世代が減少していることにより高齢者の負担が 10%から 10.26%に変更され、現役世代からの支援金が約 52.8 億円減少している。
- ③ 繰越金の状況については、平成 20 年度は約 30 億円が繰り越される。しかし、平成 21 年度の給付費が増加する見込みのため、平成 22 年度への繰越金は約 10 億円減少し、20 億円程度となる見込み。但し、調整交付金の状況により増減するので、今回の試算では、繰越金は保険料率計算上では財源としていない。
- ④ 軽減策の検討と負担の方法について、診療報酬改定が不明であり、保険料率の全体像が見えないが、区市町村担当課長と共に検討しており、年内には軽減策については合意を得たい。
- ⑤ 葬祭費については、現在区市町村の担当課長会で検討を重ねている。

(3) 質疑応答

- ① 繰越金の状況について、平成 20 年度は約 30 億円が繰り越されるが、平成 21 年度の給付費が増加する見込みのため、平成 22 年度への繰越金は約 10 億円減少して、20 億円程度となる見込み。今回の試算において、繰越金は保険料率計算では、財源としていない。

- ② 診療報酬改定の内容は現時点では不明であるが、区市町村の現場の意見を踏まえ、担当課長会と共に検討し、年内には軽減策については合意を得たい。
- ③ 葬祭費について、現在区市町村の事業として実施しているが、特別養護老人ホーム等、国保においては住所地特例の適用のあった施設が設置されている区市町村からは、施設入所者分の負担が過大となっているとの指摘があり、課題となっている。
- ④ 葬祭費について、22・23年度は広域連合の給付事業とし、申請支給事務を区市町村に委託し、また、財源を区市町村から負担金で集め、広域から交付金として交付する案を負担金の具体的な計算方法と合わせて区市町村の担当課長会にお示しし、検討をお願いしている。
- ⑤ 東京都後期高齢者医療広域連合の調整交付金については、来月の全国協議会の要望書の中に取り入れられればその中で要望し、取り入れられない場合は、別途考えたい。
- ⑥ この算定を作る中で、医療費の伸び率などについては、厚生労働省の課長補佐や担当と事前に数回打ち合わせを実施しており、東京の状況は厚生労働省も理解している。
- ⑧ 療養費について、3.8%の伸びを見込んでいる。
- ⑨ 当初予算に比較して、給付費が約 782 億円減少した。この要因は、(a) 被保険者数が減少したこと、(b) 一人当たりの単価が減少したことの 2 点が考えられる。
 - (a) 被保険者数の減少によるものが約 356 億円。給付単価が減少したことによるものが、約 426 億円と試算している。被保険者数は、1,180,000 人として当初積算しているが、実質は 48,863 人ほど減少している。年間を 12 分の 11 で計算し、約 356 億円の減少となっている。
 - (b) 一人当たりの単価は、年間約 794,000 円としたが、753,000 円程度と、約 41,000 円程度が単価として減少している。その原因は、診療を控えたか等については、裏付けるデータはないが、老健のときと比較して、一人当たりの医療費全体が下がっていること、歯科を除いて、入院、入院外の一人当たりの単価も低下していることによると思われる。
- ⑩ 保険料率等の意思決定は、課長会に諮り、その意見を踏まえた中で、広域連合としての案を固めて、首長会や協議会へ諮り決定するというプロセスで考えている。
- ⑪ 葬祭費事業について、市町村の特養との関係を調整をするときに、63 億円が分賦金になり、さらにその調整分が上乗せになるが、その調整分は 23 区分として 6,500 万円程度、全体としては 1 億円には達しない。

「平成 21 年第 2 回広域連合議会定例会に提出する案件」「平成 20 年度決算の概要」について

(1) 第 2 回定例会提出案件について

平成 20 年度決算の認定 2 件、平成 21 年度の補正予算が 2 件。

(2) 「平成 20 年度決算の概要」について

- ① 一般会計の歳入決算額は、48 億 4,800 万円余、歳出決算額は、46 億 3,700 万円余、差引き 2 億 1,000 万円余。前年比で、歳入歳出共に率にして 40%ほど増加したが、これは平成 20 年度から制度がスタートしたことによるもの。
- ② 後期高齢者医療特別会計について、今回が初めての決算となり、歳入決算額は、7,875 億 1,600 万円余、歳出決算額は、7,657 億 1,100 万円余、差引残額 218 億 450 万円余。

- ③ 歳出決算額では、医療費の支払に充てる保険給付費部分が、7,472 億円余で歳出全体の約 98%を占めおり、保健事業費は、委託料を中心に 18 億 7,700 万円余の執行実績となっている。
- ④ 決算年度の経過と実績について、平成 20 年度は 4 月当初から様々な問題がマスコミで報道され、年度の途中で国の様々な見直しが決まるなどの対応に追われたが、62 区市町村と協力・連携しながら、被保険者が適正な医療を受けられるよう対応に努め、年度の後半には一定の落ち着きを取り戻した。
- ⑤ 保険事業の全体の実績について、被保険者数は 108 万人余、保険給付の総額は 7,445 億円余、保険料の収納額は 929 億円余、健康診査の受診数は約 50 万人。
- ⑥ 「保険料率の軽減策等」では、年間約 100 億円の一般財源を投入し、保険料率の抑制を行った上に東京独自の所得割の軽減を実施した。国も 6 月に同様の軽減策、いわゆる所得割の 50% 軽減を打ち出し、東京の対策の先見性・妥当性が裏付けられたものと考えている。
- ⑦ 「健康診査事業の推進」では、被保険者の利便に配慮して区市町村への委託事業とし、受診率 48%強、全国 1 位の結果となっている。
- ⑧ 「情報管理の徹底」について、100 万人を超える被保険者の個人情報保護に万全を期するため、情報セキュリティの国際規格である ISO27001 の認証を取得した。

(3) 質疑応答

- ① 保険者としての医療費の適正化について。
 - (a) レセプト点検の強化について、国保連合会に委託し、縦覧点検等の点検を強化して、医療費適正化に取り組んでいる。平成 20 年度のレセプト点検の実施効果として、過誤調整(再審査)、不当利得返還、第三者行為求償の 3 点があり、平成 21 年度は制度運営も軌道に乗り、数値がさらに改善される。
 - (b) 医療費通知について、平成 20 年度は未実施だが、平成 21 年度から医療費通知を実施
 - (c) ジェネリック薬品使用促進のカードについて、平成 20 年度に 70 万部を作成し、小冊子に挟み込み、保険証や保険料の通知のときに同封発送。また区市町村窓口を設置を依頼。

「平成 21 年度補正予算案」について

(1) 一般会計補正予算第 2 号について

補正予算額は 6 億 5,000 万円余。内容は一般会計の決算剰余金 2 億 1,000 万円余で、事務費分賦金の残額の 2 分の 1 を平成 21 年度の事務費分賦金の減額に充て、残額と特別会計から一般会計への繰入金を併せて、合計 6 億 3,000 万円余を財政調整基金に積み立てる。臨時特例基金は 1,600 万円余を今年度中に積み立てる。これらの財政調整基金と臨時特例基金への積み立ての合計が、歳出の諸支出金 6 億 5,000 万円余となる。

(2) 特別会計の補正第 3 号について

- ① 補正予算額は 45 億 7,000 万円余。主な内容は、平成 20 年度の特別会計の決算剰余金 218 億円余のうち 172 億円余については、既に 7 月 31 日の臨時会で特別会計補正第 2 号として処理しているので、今回の補正第 3 号ではその差である約 46 億円を処理する。内訳は、区市町村負担金の減額に約 6,500 万円、一般会計への繰出金に 5 億 4,500 万円、保険料等

負担金の残額、約 31 億円を基金に積み立て、国や都への清算返還金に 8 億 2,800 万円を充てるなどをするもの。

- ② 特別会計の決算剰余金約 218 億円について、この 3 号補正と 7 月の 2 号補正により、218 億円のうち、約 193 億円が国や都などへ返還金として充てられ、残りの 25 億円のち、19 億円が保険料負担金の残りとなる。この 19 億円に、今年度に入る平成 20 年度の保険料負担金の追加分約 12 億円を加えた合計の約 31 億円が、平成 20 年度の保険料の正味残金となり、今回の補正で調整基金に積み立てをする。

「平成 22 年度予算の概要」について

(1) 平成 22 年度予算の規模について

- ① 一般会計は 44 億 1,200 万円、前年比で 3.3%、1 億 4,100 万円の増となったが、主に特別会計への繰出金の増加による。
- ② 特別会計について、予算額 1 兆 165 億 3,100 万円、前年比で 8.5%、797 億円余の増。増加の主たる要因は、療養給付費の増によるもので、他に医療費通知の回数の増や、健診委託料の単価アップ等が含まれる。
- ③ 区市町村の負担金の概要について、事務費分賦金は、43 億 5,000 万円余、前年比で 3.8%、1 億 5,700 万円余の増加となった。主に特別会計で行っている保険事業の運営経費の増加による。
- ④ その他負担金について、1,979 億 3,000 万円余、前年比 8.3%、151 億 7,600 万円余の増加。これは、医療費総額の増加に伴い、法定の負担割合に従って各種負担金等が増加した。今回の金額については、診療報酬の増加分として 4%を織り込んでいる。
- ⑤ 葬祭費については現在検討中。

(2) 質疑応答

- ① 「平成 22 年度区市町村負担金の概要」における区市町村が延滞金を収入した場合の納付について。延滞金を被保険者に求める団体と求めない団体についてのバランスとして、62 団体の制度としての統一、もしくは延滞金額について各区市町村の財源とするなど、引き続きの検討課題。
- ② 平成 22 年度における短期証と資格証の取り扱いについて。現在、保険料部会にて具体的な事務処理手順について検討中。一定の結論が出た場合、また、結論が出ない場合においても検討状況を次回の幹事会で報告する。ただし、予算関係で、短期証・資格証の取り扱いに基づいて、新たに予算をお願いするということはない。
- ③ 保険証等交付事務の保険証の一斉更新について。1 年更新を視野に入れて、現在、資格部会で検討中。進捗状況等については報告する。
- ④ 非自発的失業者に対する医療保険料の軽減措置の創設について。民主党のマニフェストには、「失業者については、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにすることとし、解雇等による非自発的失業者の国民健康保険料について負担軽減策を講じる必要がある」ということあるが、厚生労働省高齢担当へ確認したところ、回答は検討中。検討結果が出次第、広域連合へ通知が送られる。

- ⑤ 利用者の負担割合について。70歳から74歳までの前期高齢者では引き続き 1 割負担、また、現役並み所得判定の対象者も現制度のままである。

「平成 20 年度個人情報保護制度等の実施状況」について

(1) 個人情報保護制度の実施状況について

- ① 業務登録では点検事務の開始による登録が 1 件、外部提供では合計 3 件で、他の広域連合、厚生労働省及び東京都に必要な情報の提供を行った。
- ② 自己情報の開示請求について、診療報酬明細書の開示請求が 14 件あり、うち 13 件は開示し、1 件は当該レセプトが存在しないということで非開示となった。その他の項目は実績なし。
- ③ 公文書公開の状況について、公開請求が 1 件あり、請求時には広域連合には該当する文書がなかったことから、非公開となった。

(2) 質疑応答

- ① 10月26日付厚生労働省から広域連合長宛の「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書厳格な運用の徹底について」という通知について。東京都広域連合は資格証の運用は公正な運用を行っていると考えており、具体的な事務処理基準についても区市町村に検討いただいているので、今までどおり事務処理を進めていく。
- ② 短期証について。保険部会で事務処理手順について検討中。経過は改めて報告する。広域連合長名で 62 区市町村へ通知をすることは今のところ考えていない。